

平成十六年度における国民年金法による年金の額等の  
改定の特例に関する法律案の概要

- 平成15年の消費者物価指数は対前年比マイナス0.3%となり、法律どおりの取扱いであれば、平成16年度の年金額等については、平成12～14年度に据置き特例措置を講じた分(マイナス1.7%)とあわせてマイナス2.0%の改定となる。
- しかしながら、平成16年度の年金額等については、現下の社会経済情勢にかんがみ、物価スライドの特例措置を講じて、平成15年分の物価指数の下落分(マイナス0.3%)のみの改定とする。

○平成15年の消費者物価指数はマイナス0.3%となった

→ 厚生年金や国民年金の年金額等については、物価の変動に応じて自動的に額を改定する「自動物価スライド制」が採られており、法律どおりの取扱いであれば、平成12～14年度の特例措置を講じた分(マイナス1.7%分)と合わせて、平成16年度の年金額等はマイナス2.0%の改定となる。

○15年分の物価動向でスライドを実施

→ 公的年金制度は世代間扶養の賦課方式(現役世代が高齢世代を支える仕組み)

→ 平成15年度の物価スライドと同様、現役世代の賃金が低下している中で、保険料を負担する現役世代との均衡の観点から、高齢者の生活に配慮しつつ、特例として平成15年の消費者物価の下落分(マイナス0.3%)のみの年金額等の改定を行うこととする。

- 平成16年度の特例として、以下の年金等について、平成15年分の物価指数の下落分の額の改定を行うこととする。

(年金関係)

国民年金 国家公務員共済年金  
厚生年金 地方公務員共済年金  
私立学校教職員共済年金

(手当関係)

児童扶養手当 医療特別手当  
特別児童扶養手当 特別手当  
障害児福祉手当 原子爆弾小頭症手当  
特別障害者手当 健康管理手当  
経過的福祉手当 保健手当

○施行期日

平成16年4月1日

法律どおりの取扱いであれば、マイナス2.0%の改定となってしまうことから、日切れ扱いでの処理が必要

(参考1)物価の動向(※平成12~14年度は年金額等を据え置く特例措置を講じた。)

	11年	12年	13年	14年	15年
前年比(%)	△0.3	△0.7	△0.7	△0.9	△0.3
	← 特例措置分累積△1.7 →			↓	15年度に実施

(参考2)賃金の動向(毎月勤労統計調査(事業所規模5人以上・調査産業計))(前年比%)

	11年	12年	13年	14年	15年 (速報)	15年			
						1~3月	4~6月	7~9月	10~12月
きまって支給する給与	0.0	1.1	△0.8	△1.1	△0.1	0.0	0.1	0.0	△0.3
給与総額	△1.3	0.5	△1.1	△2.4	△0.4	△0.7	1.1	△1.2	△0.9

(注)給与総額にはボーナスを含む

(参考3)公務員給与の改定率

	14年	15年
人事院勧告 (%)	△2.03	△1.07

(参考4)物価スライドによる改定を行った場合の年金額への影響

(1月当たり)	平成15年度	平成16年度 (△0.3%)
国民年金 〔 老齢基礎年金:1人分 〕	66,417円	66,208円 (△209円)
国民年金 〔 老齢基礎年金:夫婦2人分 〕	132,834円	132,416円 (△418円)
厚生年金(夫婦2人の基礎年金を含む) 〔 サラリーマン世帯の 標準的な年金額※ 〕	235,992円	235,258円 (△734円)

※ 標準的な年金額(夫婦2人、夫は40年平均的な男子賃金(36.7万円)で加入、妻は専業主婦の場合の老齢厚生年金(夫)と老齢基礎年金(夫及び妻)の合計額)

なお、直近の男子平均賃金の水準(36.0万円)で計算した平成16年度の標準的な年金額は、233,300円となる。